資料1

部会設立の概要等について

〈背景〉

・自家用車両の有償運送行為の是正について

令和８年４月１日から違法な「白トラ」に係る荷主等の取締りの強化が始まりました。許可や届出なく有償運送行為を行うトラック（いわゆる「白トラ」）の利用について荷主に対し、１００万円以下の罰金が科せられます。さらに元請け事業者についても、行政処分や社名公表の対象となりました。

・令和７年の「白トラ」摘発事例

「白トラ」歴１０年以上の親子を土砂の有償運送、下請けさせた会社役員も逮捕（愛知）

トラックの名義貸し容疑で運送会社社長を逮捕　監査すり抜けるため改ざんか（兵庫）

鋼板販売業の会社社長が「白トラ」の有償運送で逮捕（東京）

・全国と埼玉の営業ナンバーの比率（平成２４年）※それ以降のデータなし

全国の営業ナンバー比率　　３９％

埼玉県の営業ナンバー比率　１４％

※営業ナンバーの不足により「白トラ」の有償利用が横行している理由と思われる。

〈ダンプトラック部会設立の理由〉

国土交通省でも旧建設省と旧運輸省の見解の違いを起因とした土砂等を運搬する大型自動車の法規制については、不合理な解釈が多く残されております。結果として、営業ナンバーを取得し、適法に事業運営に努める事業者でも、業界全体の不明確な取扱いの中で困惑する状況が続いています。

こうした不合理な解釈を整理・明確化し、適法に努力する営業ナンバー取得事業者が適正運賃を収受する為、ダンプトラック事業者が一致団結して取り組む場が必要。

また、輸送秩序の確立対策や交通事故、公害等の防止対策、官公庁需要にかかわる問題の対策等の諸課題についても取り組んでいきたい。

適法に事業運営をするため、営業ナンバー化を加速させ、会員相互の連携強化、適法で持続可能な事業運営を推進する体制を整えるため、ダンプトラック部会を設立することとなりました。